

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年3月27日

阿波市長 藤井 正助

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

大俣地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年3月24日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 7経営体

個人 33経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はあるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

○地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

○農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

○担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

地域農業を維持していくためには、「担い手の育成・確保」が喫緊の課題である。

地域・農業協同組合（JA）などの農業団体・行政などが一体となって、青年新規就農者の確保に努めるとともに農業従事者の中心的世代になるであろう定年就農者、定年帰農者への支援、そして現在、地域農業を支えている高齢農業者、小規模農家への支援を推進する。

また、引き続き中山間地域等直接支払制度を活用し、農業生産基盤の維持に努めるとともに、農業委員・農地利用最適化推進委員と連携し、農地等利用の最適化に向け、農地中間管理事業の周知や当事業を活用した地域の担い手への農地の集積及び集約を図り、生産コストの低減、ひいては耕作放棄地の減少に寄与する。